

斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務 仕様書

斑鳩町 都市建設部

令和 7 年 6 月

1 内容

2 基本事項	3
2.1 業務の名称	3
2.2 調達の背景・目的	3
2.3 システム化範囲	3
2.4 本業務の範囲	4
3 本調達の要件	4
3.1 履行期間	4
3.2 成果物	4
3.3 成果品の帰属	5
3.4 費用の考え方	5
4 業務要件	6
4.1 本システムの初期構築作業	6
4.1.1 全体計画	6
4.1.2 各種主題データ整備・調整	6
4.1.3 システム要件整理及び環境構築	7
4.1.4 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備	8
4.1.5 システムの初期セットアップ	8
4.2 本システムの提供	9
4.2.1 基本要件	9
4.2.2 機能要件	9
4.2.3 非機能要件	9
4.3 運用・保守	9
4.3.1 運用・保守体制	9
4.3.2 運用・保守実施内容	10
5 プロジェクト体制	11
6 会議体運営	12
7 研修	12
8 テスト	12
8.1 サービス提供における取扱い	12
8.2 テスト計画書の作成	13
8.3 テストに係る要件	13
8.3.1 「受託者」が実施するテスト	13
8.3.2 「委託者」職員が主体となって実施するテスト	13
9 スケジュール	14
9.1 サービス開始日（システム本稼働日）	14
9.2 作業スケジュール	14

10 その他.....	15
10.1 運用支援.....	15
10.2 貸与品.....	15
10.3 機密保護・個人情報保護	15
10.4 不適合責任.....	16
10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ.....	16
10.6 法令等の遵守.....	16
10.7 協議.....	17
10.8 完了検査.....	17
10.9 提出書類.....	17
別紙 1：システムの全体構成.....	18
別紙 2-1：主題データ整備一覧.....	20
別紙 2-2：移行対象データ一覧.....	20
別紙 3：機能要件一覧.....	21
別紙 4：非機能要件一覧.....	32

2 基本事項

斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、奈良県斑鳩町（以下「委託者」という）が、行政情報のインターネット上での公開を目的として、公開型地理情報システム（以後「公開型 GIS」という。）サービスを調達するとともに、行政情報を庁舎内において収集、編集、管理が可能な公開用地理情報データ管理システム（以下「データ管理 GIS」と言う）及び委託者の庁舎内において誰でも閲覧、印刷が可能な窓口地理情報閲覧システム（以下「窓口 GIS」という。）を調達するための仕様を定めたものである。

2.1 業務の名称

斑鳩町公開型 GIS 及び窓口閲覧システム導入業務（以下「本業務」という。）

2.2 調達の背景・目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、行政サービスに対する住民ニーズは多様化している。また、今後公務員数の減少が見込まれる中、効率的な行政運営を目指すことが求められている。

行政情報（施設の位置情報や地理情報など）をインターネット上で閲覧可能とすることで、住民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができるため、住民サービスの向上に寄与する。また、問い合わせ対応の減少などによる事務の効率化や、接触機会の減少により感染リスクを低減し、住民の安全と健康を守ることにつながる。

また、行政情報（地理情報）のオンラインでの提供は、平時のみならず防災や、災害発生時においても、各種インフラの被害状況、復旧状況を正確に住民に伝達する上で効果が期待される。

このことから、「委託者」は、この度「公開型 GIS システム」「窓口閲覧システム」及び「データ管理 GIS」を導入し、わかりやすく正確な情報提供による住民や事業者の利便性向上や行政事務効率化につながるよう本調達を実施するものである。

2.3 システム化範囲

システム化範囲は、セキュリティが担保されたクラウド環境の中において提供されている GIS サービスを通じて、「委託者」が保有する各種地図情報をインターネット上で閲覧者に提供する「公開型 GIS」を構築するとともに、「委託者」の庁舎内 1 箇所において「窓口 GIS」を設置し、「公開型 GIS」と同様のデータを閲覧、印刷が可能な機器を納入するものとする。また、「公開型 GIS」及び「窓口 GIS」で公開するデータは庁内各課で利用している各種地図情報を用いるが、これらデータを収集整理し、外部公開できる情報を取捨選択し、配信する為のデータを一元管理できる「データ管理 GIS」を構築するものとする。

本業務で構築するサービス（以下「本システム」という。）の全体像は別紙 1「システムの全体構成」のとおり。

2.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本システムの初期構築作業
 - ・ 全体計画
 - ・ 各種主題データ整備・調整
 - ・ システム要件整理及び環境構築
 - ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
 - ・ システムの初期セットアップ
 - ・ テストの実施及び「委託者」の職員によるテスト実施への支援
 - ・ データ移行
 - ・ 調達機器の設置及び稼働テスト
- (2) 本システムの提供
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) 会議体運営
- (6) 研修

なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び受注者（以下「受託者」という）が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。
また、詳細については別紙1を参照すること。

3 本調達の要件

3.1 履行期間

- (1) 本システムの初期構築作業
契約締結日から令和8年2月27日まで
但し、テスト環境は令和8年1月30日までに構築し、令和8年2月2日よりテスト運用を開始し、令和8年3月2日から本稼働を開始するものとする。
- (2) 本システムの提供
本稼働の開始日（令和8年3月2日）から令和10年3月31日まで
なお、契約期間満了後には3年間の使用期間の延長を予定しているが、延長期間満了時に検証・評価を行い、継続の可否や、内容の見直しを含めて再検討の上、必要に応じて再公募を実施する。

3.2 成果物

- (1) 成果物は他に指定のない限り、履行期間終了日までに「委託者」に提出し、確認を受けること。
- (2) 成果物としての書類はA 4用紙に印刷できる形式とすること。
- (3) 成果物は電子ファイルで提出することとし、PDF形式およびMicrosoft Office 2010（Word、ExcelまたはPowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。
- (4) 成果物は以下の通りとする、必要に応じて補足資料を提出すること。

(ア) 「公開型GIS」	
① 「公開型GIS」 サービス（環境構築）	1 式
② 「公開型GIS」 使用許諾契約書	1 式
(イ) 「窓口閲覧GIS」	
① 「窓口閲覧GIS」 システム（環境構築）	1 式
② GISライセンス	1 ライセンス
③ 「窓口閲覧GIS」 ライセンス契約書	1 式
④ 住宅地図ライセンス	1 ライセンス
⑤ ハードウェア	1 セット
・ PC本体	1 台
・ タッチパネルディスプレイ（21inch以上）	1 台
・ マウス、キーボード、	1 式
・ プリンター（A3カラーの出力が可能なもの）	1 台
・ 課金機（新紙幣、新硬貨対応）	1 台
・ レシートプリンタ	1 台
・ 各種接続ケーブル等	1 式
(ウ) 「データ管理GIS」	
① 「データ管理GIS」 システム（環境構築）	1 式
② GISライセンス	1 ライセンス
③ 「データ管理GIS」 ライセンス契約書	1 式
(エ) その他	
① 業務報告書（実施計画書、作業工程表、議事録等）	1 式
② 設計書（システムセットアップ内容を記載した資料）	1 式
③ 操作マニュアル	1 式
④ 提案時に示された成果品	1 式

3.3 成果品の帰属

「受託者」は、本業務で得られた ASP サービス以外の成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を「委託者」に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

なお、次回以降で再公募の可能性があることから、システム上の GIS データについては、管理システムが変わっても使用可能な形式で整理しておくこと。

3.4 費用の考え方

システムの構築費用並びに運用期間に発生する運用費を様式8に明記すること。

(1) 当初構築費

- ・ システム導入にあたり、必要な初期導入費用を記載すること。
- ・ 「委託者」が保有する地図情報等、紙面情報の電子データ化や既に保有する電子データの加工に発生するデータ整備費用について、必要な経費を記載すること。

- (2) 運用費
 - ・ 本システムの運用開始後に発生する運用費用（システム利用料、保守料、仕様書記載のデータ更新料を含む料金）を記載すること。
 - ・ 運用費用は稼働開始から25か月（令和8年3月2日～令和10年3月31日）の月額金額及びその合計金額を記載すること。
 - ・ 窓口システムのプリンターや課金機等で使う消耗品に係る費用は計上しないこと。
- (3) 使用期間延長を行った場合の運用・保守費用
 - ・ 令和10年4月1日から令和13年3月31日までの3年間の経費は、システム導入業者と当該年度毎に随意契約で別途契約を予定しているのので、この金額については様式9に記載すること。
- (4) 有償オプション費用
 - ・ 提案書に記載した有償オプションについては、別途費用が発生する場合は様式10に記載すること。
- (5) オプション記載内容
 - ・ 提案書に提示されるオプションの内容については、将来的な拡張性や汎用性について記載すること。その際に、具体的な内容で記載の上、無償か有償のどちらかを明確にすること。

4 業務要件

4.1 本システムの構築作業

4.1.1 全体計画

- (1) 作業計画
 - ・ 本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。
- (2) 資料収集整理
 - ・ 本業務に必要な資料の収集・整理を行い、「委託者」の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。
- (3) 打ち合わせ協議
 - ・ 本業務における打ち合わせ協議は、業務着手時、中間打ち合わせ(2回)、成果品納入時の4回とするが、業務の性質上必要と認められる場合は適宜行うこと。

4.1.2 各種主題データ整備・調整

- (1) 主題データ整備
 - ・ 現在PDF形式で保管している境界明示の資料について、位置図をGISに展開できるよう調整し、関連する資料も画像として関連ファイルにて閲覧できるよう整備するものとする。

- ・ 整備対象となるデータは、別紙2-1「整備対象データ一覧」に記載のとおり。
- (2) 移行データ調整
- ・ 「委託者」の各課で運用中の地図データより公開データの調整(図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)を行い「公開型GIS」、「窓口GIS」及び「データ管理GIS」に搭載するものとする。
 - ・ 移行対象となるデータは、別紙2-2「移行対象データ一覧」に記載のとおり。
- (3) 追加データ調達・調整
- ・ 本業務でシステムに追加搭載するデータは以下(図表1)に記載のとおりとする。「受託者」はデータ調達、変換を実施し、搭載するものとする。

図表12 追加調達対象データ一覧

種類	数量	調達仕様	整備方法等	対象システム		
				公開型GIS	窓口GIS	管理GIS
ゼンリン住宅地図 (Zmap-TOWN II)	1式	斑鳩町5年利用料 同時接続1ライセンス	データ調整、変換(表札データ管理を除く)を実施し 右記システムに搭載	—	●	—
—	—	Googleマップ (航空写真含む)	調達し、ベクトルタイルで 公開出来るように調整	●	—	—

4.1.3 システム要件整理及び環境構築

- (1) システム要件整理・設計
- ・ システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、「受託者」がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については「委託者」と「受託者」の協議の上、決定するものとする。

図表13 システム要件整理・設計項目の一覧

項番	項目	内容	対象システム		
			公開型GIS	窓口GIS	管理GIS
1	環境要件	システム基本要件 ※別紙3「機能要件一覧」の「基本要件」のとおり	●	●	●
2	機能要件	システム機能要件 ※別紙3「機能要件一覧」の「機能要件」のとおり	●	●	●
3	非機能要件	システム非機能要件 ※別紙4「非機能要件一覧」のとおり	●	●	●
4	アカウント管理	システム管理者用ログイン情報	●	—	●
		システム利用者のログイン情報	—	—	●
5	搭載データ要件	「データ管理GIS」用レイヤ設計	—	—	●
		公開用テーマ名およびレイヤ設計	●	—	—
6	画面デザイン	全画面のデザイン設計 (配色パターン・配置ボタン・索引図等)	●	●	●

		ポータルサイトの画面デザイン (操作マニュアル、お知らせ等のコンテンツ配置)	●	—	●
--	--	---	---	---	---

(2) システム環境設定

- ・「受託者」は、「受託者」の作業場所においてシステム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。なお、詳細については「委託者」と「受託者」の協議の上、決定するものとする。

図表14 システム環境設定項目の一覧

項番	項目	内容	対象システム		
			公開型GIS	窓口GIS	管理GIS
1	基本設定	システム名称設定	●	●	●
		同時接続ライセンス設定	—	—	●
		タイムアウト設定	●	●	●
		標準機能の初期設定	●	●	●
2	アカウント設定	システム利用者のログイン情報	—	—	●
		システム管理者用ログイン情報	●	—	●
3	レイヤ設定	レイヤ名称、レイヤ表示縮尺、レイヤに搭載した図形情報の表現設定、属性テーブルの定義設定等	●	●	●
4	テーマ設定	テーマ名称、テーマを構成するレイヤセット設定、利用可能な背景図設定等	●	—	—
5	権限設定	レイヤおよび属性情報に関する権限設定 (閲覧・編集・出力の設定)	—	—	●
6	システム共通設定	基本設定 ・ 検索テーブル設定 (地番検索等)	●	●	●
		・ 印刷テンプレート	●	●	●
		・ ストリートビュー設定 (2画面表示)	●	—	—
		・ ルート検索設定	●	—	—
		背景図設定 ・ Googleマップ	●	—	—
		・ 町地形図・町航空写真等	●	—	●
		画面設定 ・ 配色パターン・配置ボタン・索引図等	●	—	●
7	データ連携設定	「データ管理GIS」に搭載されたレイヤ情報より公開権限が付与されている情報のみ「公開型GIS」に反映させるための設定	●	—	●

4.1.4 ネットワークや端末設定等の利用環境の整備

システムを利用するため、ネットワークや端末設定等の確認を行ったうえで、必要な調整を実施すること。詳細は「委託者」と協議のうえ決定すること。

4.1.5 システムの初期セットアップ

構築したシステム環境を本番環境にセットアップするものとする。

4.2 本システムの提供

4.2.1 基本要件

別紙3「機能要件一覧」の「基本要件」にて提示する。

4.2.2 機能要件

別紙3「機能要件一覧」の「機能要件」にて提示する。

4.2.3 非機能要件

- (1) 別紙4「非機能要件一覧」※1において、各システムに求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案書に記載すること。
- (2) 「受託者」とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、サービス利用契約を締結する。
- (3) S L Aに係る項目※2については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合、「受託者」に対し改善策の報告を求めることが出来る。なお、S L Aに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、「委託者」と「受託者」が協議して見直すことができるものとする。
- (4) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、「受託者」に対し改善策の報告を求めることが出来る。

※1 別紙4「非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

(https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html)

※2 「SLAに係る項目」は次の項目とする。

- ・「可用性」-「継続性」のうち、「RTO（目標復旧時間）」及び「稼働率」
- ・「性能・拡張性」-「性能目標値」の各項目

4.3 運用・保守

4.3.1 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）は、5年間（今回の契約は2年間だが、延長利用予定）の利用を前提としており、利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。

- ・ 電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ・ メールでの問合せ：随時
- (3) 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる「受託者」の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

4.3.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応
 - ・ 職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと。
 - ・ 問合せ窓口寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
- (2) 障害対応
 - ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて「受託者」の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
 - ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
 - ・ 障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
 - ・ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
 - ・ 導入したサービス（システム）において、ウイルスの検出や不正アクセス等の事象が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。
- (3) システム保守
 - ・ 「受託者」は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
 - ・ 導入したサービス（システム）に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。
 - ・ 導入したサービス（システム）で使用するソフトウェアに対するセキュリティホールが各メーカーより報告された場合は、影響のあるなしに関わらず、本町の運用担当者へ報告すること。また、運用対象者と協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。
- (4) その他
 - ・ K P I について、定期的に指標を測定すると共に、結果をグラフや一覧表などにまとめて検証し、「委託者」に提出すること。また、数値の推移、発生した問題・課題を洗い出して客観的に検証し、改善に務めること。具体的な内容については、別紙5を参照すること。

- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

5 プロジェクト体制

「受託者」は、本書に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ業務実施計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする

図表15 品質基準

管理項目	管理内容
進捗管理	業務実施計画書策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
品質管理	業務実施計画書策定時に定義したシステム構築等作業の品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
課題・リスク管理	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。「受託者」は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合には、「委託者」に報告すること
変更管理	仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、「受託者」は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、「委託者」と協議のうえ、対応方針を確定すること。

図表16 要員スキル要件

本業務での役割	要求するスキル	スキルの詳細
管理技術者	プロジェクト管理能力を有する者	業務実施計画を策定し、システムの設計・開発、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること
照査技術者	品質管理能力を有する者	「受託者」の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること
担当技術者	導入サービスに関する専門知識を有する者	導入するソフトウェア（OS、ミドルウェア含む。）に関する専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること
	システム導入業務に関する知識を有する者	本件のスコープに適合した各自治体業務に精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有すること

本業務における配置技術者の要件は以下の次のとおりとする。なお、管理技術者と照査技術者を兼任することはできない。

図表17 その他資格・実績等の要件

本業務での役割	要求する資格・実績
管理技術者	・「測量士」の資格を有する者 ・過去5年以内に地方自治体において、「公開型GIS」構築業務及び統合型GIS構築業務の実績を有している者（直接雇用されているものに限る）
照査技術者	・「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者 ・過去5年以内に地方自治体において、「公開型GIS」構築業務及び統合型GIS構築業務の実績を有している者（直接雇用されている者に限る）

6 会議体運営

本システムの初期構築作業期間中において「受託者」は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催すること。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は「委託者」と議論のうえ決定すること。

各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、変更管理票、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

7 研修

システム利用者である職員及びシステム管理者向けの研修を実施すること。

研修を実施するために必要となるシステム及び端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は「受託者」の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表18 研修要件

項目	研修内容	実施回数	対象者
システムの概要の説明	システムの概要・背景等を説明する。	1回	「データ管理GIS」運用担当者を想定している
システムの操作の説明	システムの操作説明をする。操作説明の際は、「委託者」の運用に合わせた操作マニュアル（管理者用・利用者用の両方）を準備すること。	1日 2回まで	「データ管理GIS」及び「窓口GIS」の利用を想定している職員
運用・保守の説明	システムの運用保守に関する必要事項等を説明する。	1回	「データ管理GIS」及び「窓口GIS」の利用を想定している職員

8 テスト

8.1 サービス提供における取扱い

サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、「委託者」用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。

また、「データ管理GIS」に搭載されたレイヤを、職員の操作で「公開型GIS」に反映する流れについては、非公開のテストサイトによる「委託者」の検証を受けるこ

ととする。検証内容は以下のとおりとする。

- ・ 「データ管理GIS」によるデータ更新
- ・ 更新データの公開処理(管理用GIS→「公開型GIS」)
- ・ 「公開型GIS」のデータ確認

8.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出し、承認を得ること。

8.3 テストに係る要件

8.3.1 「受託者」が実施するテスト

- (1) 「受託者」はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 「受託者」はテストの実施に必要な「委託者」及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、「委託者」への作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに「委託者」に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、「委託者」に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として「受託者」において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、「受託者」の負担と責任において準備すること。
- (9) テストに必要な端末等は、「委託者」所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は「受託者」の責任において実施すること。

8.3.2 「委託者」職員が主体となって実施するテスト

- (1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。
- (2) テストの実施にあたり、「委託者」の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について、解析を行い、対応方針を提示し「委託者」の承認を得ること。

9 スケジュール

9.1 サービス開始日（システム本稼働日）

令和8年3月2日

9.2 作業スケジュール

（１）スケジュール

- ・ 提案範囲に掲げるすべての作業項目について、作業開始からサービス開始日まで（サービス開始日以降に実施する作業等を提案する場合はその作業期間までのスケジュール（案）を作業工程等が分かるよう業務実施計画書に詳細に示すこと。
- ・ なお、具体的なスケジュールについては、「委託者」との当該業務の契約締結時までには協議のうえ決定する。
- ・ 「委託者」が現時点で想定するシステム構築スケジュールは以下とおり。

図表19 システム構築スケジュール

項目	令和 7 年度																					
	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		4 月	
要件確認 システム環境構築																						
内部検証																						
テスト運用																						
本稼働																						
・ 計画準備等																						

（２）作業工程等

- ・ スケジュール（案）で示した作業工程について、その内容や役割分担等について業務実施計画書に記載すること。

（３）留意事項

- ・ 本サービス（システム）の本稼働の前に職員が動作確認するためのテスト期間を十分に設けること。

10 その他

10.1 運用支援

本システム導入後、利用促進のための運用支援を行うものとする。

これらの経費についても、運用費用に計上すること。

(1) フォローアップ研修

- ・ 年1回、希望者を対象に研修会を実施する。

(2) データ更新

- ・ 「受託者」は、運用期間中に更新された以下の項目データを本システムに反映する。
- ・ データの修正作業は、本業務に含まない。
- ・ 本業務で更新の対象となるデータ・回数、並びに対象システムを下表に示す。

図表20 更新対象データ一覧

項目	回数 (更新周期)	備考	対象システム		
			公開型 GIS	窓口 GIS	管理 GIS
航空写真	1回/3年	業務委託により更新したデータを提供	●	●	●
住宅地図	1回/3年	住宅地図リリースのタイミングで速やかに更新すること	—	●	—
都市計画	3年に1, 2回	用途地区等	●	●	●
道路台帳	2回 (1回/年)	各課発注の業務委託により更新したデータを提供 (認定路線網図、道路台帳図及び関連するデータ)	●	●	●
地番図 下水道台帳	2回 (1回/年)	各課発注の業務委託により更新したデータを提供	●	●	●

10.2 貸与品

機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないように適正に管理しなければならない。

10.3 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を「委託者」の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために「委託者」が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに「委託者」に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) 「受託者」は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報(貸与資料等)に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、以下の関係資格を取得し、参加申込時に登録証の写しを提出するものとする。
 - ・ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)
 - ・ JISQ27001(ISO/IEC27001)情報セキュリティマネジメントシステム
 - ・ (ISO/IEC27017)ISMSクラウドセキュリティ
- (6) 「受託者」は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに「委託者」に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、全て「受託者」の責任において処理することとする。

10.4 不適合責任

- (1) 本システム本運用開始後1年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、「委託者」が改良を請求したときは、「委託者」と協議の上、無償で改良すること。なお、この場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
- (2) 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、「委託者」からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 「受託者」の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、「受託者」がその損害を賠償すること。

10.5 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを「委託者」に無償で引き継ぐこと。データ形式は CSV 形式を基本とする。「受託者」は、引継ぎの完了を「委託者」が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い、「委託者」に報告すること。その際、事業者が発生する費用については、「委託者」に別途請求しないこと。

10.6 法令等の遵守

「受託者」は、本業務の遂行に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法・ガイドライン
 - ・ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
 - ・ 測量法（昭和24年法律第188号）
 - ・ 都市計画法（昭和43年法律第101号）
 - ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
 - ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）
 - ・ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法第151号）

- ・ 地理空間情報活用推進基本法（平成18年法律第63号）
 - ・ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）
 - ・ 公共測量作業規程の準則(国土交通省 国土交通省告示第413号)
 - ・ 地理空間データ製品仕様書作成マニュアルJPGIS Ver2.1版
 - ・ 国土交通省国土地理院「空間データ製品仕様書作成マニュアル」
 - ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準第2版(JSGI2.0)」
 - ・ 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014」
 - ・ その他関係法令等
- (2) 「委託者」が定める条例・セキュリティポリシー等
- ・ 斑鳩町情報セキュリティポリシー(令和5年11月版)
 - ・ 斑鳩町公共測量作業規程(平成20年3月31日国土交通省告示第413号)
 - ・ 斑鳩町会計規則（平成13年3月規則第9号）
 - ・ 斑鳩町情報公開事務取扱要綱（平成10年9月要綱第22号）
 - ・ 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月規則第8号）

10.7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項（仕様変更、機能追加等）で協議の必要がある場合は、「委託者」と協議を行うこと。

10.8 完了検査

本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、「委託者」の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、「委託者」の指示に従い、「受託者」は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

10.9 提出書類

「受託者」は、業務の着手にあたり予め以下の書類を「委託者」に提出し、受領・承認を経なければならない。

- ・ 業務工程表
- ・ 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届
- ・ 経歴書
- ・ 業務実施計画書

業務実施計画書は、計画、時期、方法、作業体制、使用機器等詳細に立案すること。なお、管理技術者及び照査技術者の配置予定技術者は、資格証の写しを添付すること。

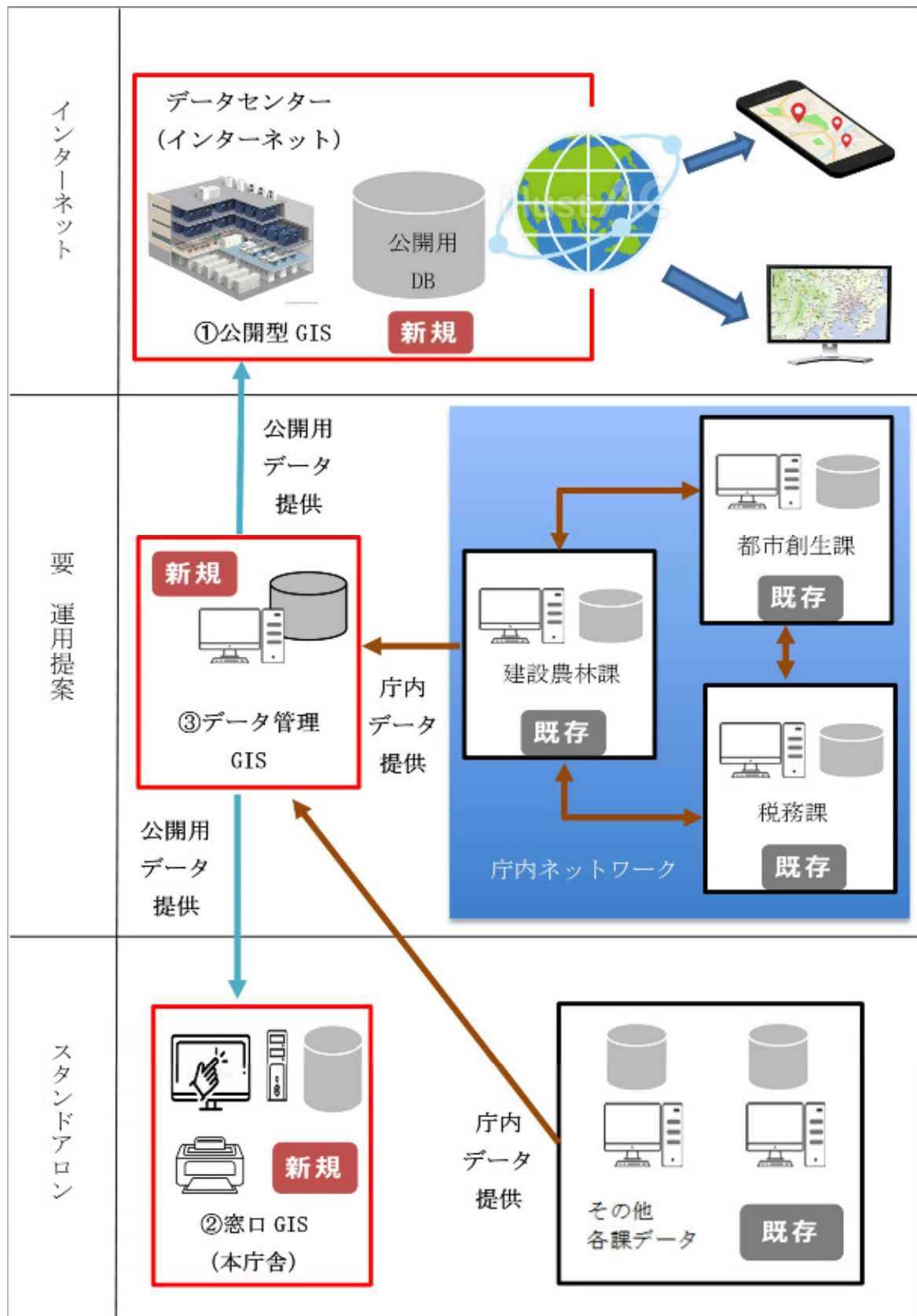
別紙1：システムの全体構成

本システムは、以下により構成されるものとする。

（図表2 1：システムの全体像の赤線で囲んだ範囲）

- ① 「公開型 GIS」：インターネット ASP 方式の住民向け GIS
 - ・ 住民及び事業者等の利用を想定。
 - ・ 利用者側はフリーライセンスとすること。
 - ・ 別紙3の基本要件及び機能要件の内容については必須要件とする。
- ② 「窓口 GIS」：スタンドアロン方式の庁内設置 GIS 及びハードウェア
 - ・ 庁舎訪問者の利用を想定。
 - ・ 操作が簡易なタッチパネル方式を導入。
 - ・ 本システムは庁内ネットワークには参加しない。
 - ・ 本庁舎に1台を設置し、プリンターによる地図の出力が可能で、課金装置による料金収受及びレシートの発行ができること。
 - ・ 本システムを運用する PC 本体、タッチパネルディスプレイ、カラープリンター（A3）課金装置並びに各種接続ケーブル等を含む周辺装置等のハードウェアは、全て「受託者」が調達し、購入時から5年間のメーカー保証を付けること。
 - ・ 別紙3の基本要件及び機能要件の内容については必須要件とする。
- ③ 「データ管理 GIS」：公開用データ管理 GIS
 - ・ データ管理担当職員の利用を想定。
 - ・ 庁内の複数部署から収集した地図データを搭載し、「公開型 GIS」と「窓口 GIS」で利用可能なデータを提供できるシステムをサーバ上に構築すること。なお、データ管理 GIS に搭載したデータは、データ所管課のみ編集可能な設定が出来、また新規地図データの取込みや「公開型 GIS」へ公開処理が行えること。
 - ・ 各システムとの連携方法、運用方法、データの互換性確保、使用するハードウェア等について提案すること。
 - ・ 本システムを運用するにあたりハードウェアを導入する必要があるときは、全て「受託者」が調達し、購入時から5年間のメーカー保証を付けること。
 - ・ 別紙3の基本要件及び機能要件の内容については必須要件とする。

図表2-1 システムの全体像



別紙2-1：主題データ整備一覧

本事業でデータ整備する対象は、以下のとおりとする。

図表2 2 整備対象データ一覧

番号	種類	データ形式	数量	方法
1	境界明示位置図	Shape	約 2,900 件	境界明示位置を GIS においてラインデータとして確認できるよう整備
2	境界明示関連資料	PDF	箇所数 2,900 件、1 件当たり 3 枚の添付資料 概ね 9,000 枚	個人情報部分をマスキングし、画像データ化、境界明示位置とリンクさせる

別紙2-2：移行対象データ一覧

本事業で構築する 3 システムへの移行対象データは、以下のとおりとする。

図表2 3 移行対象データ一覧

番号	種類	データ形式	備考
1	航空写真（レベル 1000）	Tiff、Jpeg	令和 4 年度 1 時期
2	地形図（レベル 2500）	Shape、DM	図面 7 面分
3	都市計画図（レベル 10000）	Shape	
4	町道路線網図（レベル 1000）	Shape	延長 141km
5	町道認定幅員図（レベル 1000）	Shape	
6	境界明示位置図	Shape	箇所数 2,900 件
7	境界明示関連添付資料	PDF	概ね 9,000 枚の添付資料 ※窓口閲覧システムのものに搭載
8	下水道管路図（レベル 1000）	Shape	延長約 10km
9	下水道供用開始図（レベル 1000）	Dwg、Pdf	
10	ハザードMAP	Shape	
11	用途図及び風致地区図	Shape	

別紙3：機能要件一覧

①「公開型 GIS」

(1) 基本要件

図表2 4 「公開型 GIS」の基本要件

大項目	中項目	小項目	要件
基本事項	サービス提供環境	機器環境	利用者、管理者双方のサービス利用環境は、以下のとおりとする。 ・一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。 ・パソコンの OS は、Windows11 に対応し、Web ブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome を推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。 ・スマートフォン、タブレット又は携帯電話といったモバイル端末では、過去 3 年以内に発売された主要な機種に対応し、また、運用期間中に販売される主要な機種において、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応すること。
		ネットワーク環境	利用者、管理者双方にサービスを提供するネットワーク環境は、インターネット環境とすること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 「受託者」は「委託者」と協議により、「委託者」の通信環境に対応すること。
		データ管理	日本国の法律が及ぶ範囲にシステム環境並びにバックアップデータを配置すること。 データのバックアップの要件は、以下のとおりとする。 ①本番環境搭載サーバと異なる環境にバックアップを取得すること。 ②1 日 1 回/7 世代取得すること。 ③搭載するテーマ数、搭載するレイヤ数に制限がないこと。
		サービス提供時間	原則、24 時間 365 日利用可能とすること。 システムの稼働率は 99.5%以上であること。 ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
	ライセンス数	利用者側ライセンス	利用するクライアント数に制限がないこと(フリーライセンス)。
		管理者側ライセンス	利用する端末台数等の制限はないものとする。 ただし、システム管理者及びコンテンツ管理者が同時に 5 台端末程度アクセスすることを想定したサービスとすること。
基本事項	デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者及びサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。
	情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握や UI/UX の改善に必要なログ情報を取得すること。
		アクセス・操作ログ	管理システムでアクセスログ・操作ログを取得すること。
		不正プログラム対策	システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェア

大項目	中項目	小項目	要件
	情報セキュリティ	不正プログラム対策	は常に最新の状態に保つこと。 システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップ等適宜実施できる環境を準備すること。
	データ移行	—	「データ管理 GIS」から移行（公開処理）するデータは、別紙2に記載のとおり。
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び「委託者」が登録した情報のうち、「委託者」の情報管理権限を有する情報（「委託者」が提供を希望する情報）については、契約終了時に全て抽出し「委託者」に提供可能とすること。
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、「委託者」が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。
	利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認(同意)をとる機能を有すること。
	問い合わせ機能	—	問い合わせ方法に関する情報が掲載できること。
	統計機能	—	サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。 ・現在サイトを閲覧しているユーザ数、閲覧しているページ ・サイトを訪問したユーザの数 ・テーマ毎の閲覧数
	関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること
	資格管理（管理側アカウント管理）	管理情報	職員用アカウント(システム管理者及びコンテンツ管理者)を登録できること。 以下のユーザ管理に対応すること。 ・ID とパスワードによるユーザ認証 ・ユーザ毎の操作権限設定(閲覧、編集等)ができること。
		アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザ数は指定のとおりとすること。（制限がないこと）
			管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。

（２）機能要件

図表２５ 「公開型 GIS」の機能要件

番号	大項目	中項目	小項目	要件
1	基本条件	地図の種類・ライセンス		システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数は以下のとおりとする。 ・民間案内地図(同時接続に制限がないこと) ・Google マップ(同時接続に制限がないこと) なお、搭載する上記の背景地図は、町内及び町外の住所、施設名称(民間施設)等に関する情報を表示できるとともに、キーワード入力した検索が可能なこと。
2		トップページ		利用者向けトップページを設置する。 システム名称、ヘルプ、問い合わせ先等を表示する。

番号	大項目	中項目	小項目	要件
3	利用者 向け機能	地図表示機能	トップ ページ 等	利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。背景画像、キャラクターの配置等、利用者に背景画像、キャラクターの配置等、利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい調整ができること。
4			背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。
5				地形図、Google マップ、民間地図等の元データがベクタレイヤの背景図については、タイル画像化して表示できること。
6			凡例機能	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。
7			地図表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。
8				表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。
9				表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。
10				異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。
11				ストリートビューを同一画面内に並べて表示できること。
12				並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。
13				施設情報や地図コンテンツと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。
14				背景図に対し、アイコン等の表示項目の透過度が設定可能であること。
15				表示している地図の内容を表示できる URL を表示できること。
16				画面サイズに合わせて地図サイズを自動的に調整できること。
17				地図クレジットを表示できること。レイヤの表示状態に合わせて自動的に表示を調整する
18			Undo/Redo	自動的に記憶された縮尺と座標を順番に再現できること。
19			索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。
20			主題情報・シンボル情報	索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。
21				図形情報に対応するポイント(点)、ライン(線)、ポリゴン(面)を表示できる。
22				図形(アイコンシンボル、線、面)の表示設定は、複数色、複数種類から選択できる。
23				点レイヤと属性情報で構成されるシンボル情報を表示できること。また、点レイヤはアイコンとして表示できること。
24				アイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。
25				属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できる。
26				属性情報の値(角度)に従い、ラベルやアイコンを回転して地図上に表示できる。
27				縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。
28				施設情報や地図コンテンツに関連ファイルを設定できること。

番号	大項目	中項目	小項目	要件
29	利用者 向け機能	地図表示機能	関連ファイル	アイコン、線レイヤ及び面レイヤをクリックすることにより、関連ファイルを表示できること。
30				画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。
31			拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。
32				表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大できること。
33				レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。
34				マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小できること。
35			移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示できること。
36				画面上に表示されるボタン等により、地図を任意の方向に一定割合で移動できること。
37				マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。
38			URL・QR	表示した位置情報を URL 出力できること
39				表示した位置情報の携帯電話用 URL を QR コード変換して表示できること。
40			メール送信	タイトル、本文が自動入力されたメールアプリを立ち上げ、地図 URL をメール送信できること。
41		レイヤ管理等	レイヤ表示等	線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。
42				レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができる。
43		属性機能	属性情報設定	テキスト情報等を属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。(事業者による対応でもよい。)
44			属性情報表示	地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。
45			属性一覧	地図上の地物の属性一覧を表示できること。クリックした位置の地物をすべて選択し、一覧表示できること。
46		属性機能	サムネイル表示	属性画面に、地物に紐づく関連ファイルのサムネイルを表示できること。
47			属性検索	属性一覧画面から地物を検索できること。
48			属性データ型	属性情報として以下のデータ型を設定できること。数値、文字列、URL など
49				URL についてはハイパーリンクとして表示できること。
50		検索機能	住所検索	住所情報による地図検索ができること。
51				住所の表記は、全角、半角及び英数字、漢数字、日本語表記、「一」「一(長音)」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。
52			目標物検索	目標物による地図検索ができること。
53				キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。
54				リスト選択による地図検索ができること。

番号	大項目	中項目	小項目	要件
55	利用者 向け機能	検索機能	フリー ワード 検索	検索キーワードを複数指定して住所や目標物を検索できること。
56			ルート 検索	自動車、徒歩、公共交通機関の指定による2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。
57			任意地 点の情 報表示	地図の任意の地点の住所、座標を表示できること。
58		印刷・出力	印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。
59				都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。
60				コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。
61				都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。
62			都市計画等一部のコンテンツについて、地図上でクリックした場合、その地点に該当する複数の属性情報を定型テンプレートとして印刷プレビュー表示ができること。また、印刷プレビュー画面で地図を移動すると定型テンプレート内の属性情報も連動表示すること。	
63			データ 出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。
64				メモ図形や計測結果を KML ファイルとして保存できること。
65			計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。
66				選択したポリゴン図形の外周を計測して表示できること。
67				距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができる。
68		計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。		
69		作図機能	作図	地図上に一時的な図形(点・線・面等)を作成できること。
70				一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。
71		作図機能	コメント	色、文字サイズを選択し、地図上にテキストでコメントを記入できること。
72			データ 共有	地図 URL でメモデータを再現できること。
73			ファイル 登録	KML ファイルをメモ図形として登録できること。
74		スマートフ ォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグ等スマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。
75			縦・横 画面切 替え	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。端末を持ち変えることで、画面の向きを変更して表示する。
76		お知らせ機能	お知らせ、新	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。

番号	大項目	中項目	小項目	要件
	管理機能		着情報の表示	
77		グループ・ユーザ管理	ユーザ作成	公開管理ツールを利用できるグループ及びユーザを作成できること。
78		公開管理	公開データ登録	管理者で公開データの登録をする場合については以下のとおりとする。Shape 形式または座標付き CSV を事業者を提供することで、事業者が更新作業を行えること。また、公開に当たっては、非公開のサイトにおいて公開用データをデータ所管課が確認し、同じデータを本番サイトへ公開できる仕組みとすること。システム管理者の操作により、「データ管理 GIS」で更新された情報を「公開型 GIS」に反映できること。
79		統計機能	K P I 状況の確認	・本事業で構築する公開型 GIS のアクセス数（1 年当たりの月平均）を数値化する。アクセス数の集計は、公開型 GIS 管理ツールにて実施すること。 ・HP 上にアンケートフォームを作成し、目的、用途、利用頻度、公開情報に対する要望等を確認すること。

② 「窓口 GIS」

（１）基本要件

図表 2 6 「窓口 GIS」の基本要件

分類	項目	要件
サービス提供環境	調達機器	以下の機器を各 1 台、「委託者」の指示する場所に設置し、運用可能な状態にすること。 ・ PC : デスクトップ型、OS は、Windows11 に対応するものとし、「窓口 GIS」システムを運用するのに十分な性能を有するものとする。 ・ディスプレイ（1 台）： モニターサイズ 21inch 以上のタッチパネル対応可能なものとする。 ・周辺機器（1 台）： マウス、キーボード、各種接続コード ・プリンター（1 台）： A3 用紙が出力可能なカラーページプリンターであること。 ・課金機（1 台）： 地図のプリントアウト時に課金が可能なもの。新紙幣、新硬貨対応、レシートが発行できること。 ・レシートプリンタ（1 台） 課金したレシート（インボイス対応）が出力できること。 ・接続ケーブル 課金装置やレシートプリンタ、プリンターと PC を接続するために必要となるケーブル類
	ネットワーク環境	本システムは庁内ネットワークに接続しない、スタンドアロンでの運用を行うものとする。
	データ管理	データのバックアップの要件は、以下のとおりとする ・「窓口 GIS」のデータは、「データ管理 GIS」においてバックアップを保持すること。

分類	項目	要件
	サービス提供時間	庁舎の開庁時間である 8:30～17:15 までを利用可能とし、「委託者」にて任意で設定の変更を可能とすること。
ライセンス	数量	「窓口 GIS」で利用するライセンス数は 1 ライセンスとする。
デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすい操作性が確保されていること。 ・ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。 ・利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
情報セキュリティ	アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。
	不正プログラム対策	システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じること。
		システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップ等適宜実施できる環境を準備すること。 「データ管理 GIS」から移行(登録)するデータは、別紙 2 に記載のとおりとする。
データ移行	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び「委託者」が登録した情報のうち、「委託者」の情報管理権限を有する情報(「委託者」が提供を希望する情報)については、契約終了時に全て抽出し「委託者」に提供可能とすること。
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、「委託者」が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。
	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認(同意)をとる機能を有すること。
利用規約等	—	サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。 ・テーマ毎の閲覧数
統計機能	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること

(2) 機能要件

図表 2 7 「窓口 GIS」の機能要件

分類	項目	要件
利用規約	利用同意画面表示	利用する前に、窓口閲覧システムの利用にあたっての条件および規約等を表示する機能
主題選択	区分選択	地図の種類を選択する機能
地図選択	拡大/縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小する機能
	移動	表示画面からボタンをクリックすることでその方向へ地図を移動させる機能

		表示地図にタッチしたまま指を動かすと動かした方向に地図を移動させる機能
	縮尺指定	画面上の縮尺を指定して表示させる機能
地図検索	住所	町名や地番等の住所から地図表示する機能
	目標物	目標物から地図表示する機能
属性表示	属性表示	属性を表示する機能
印刷・出力	印刷・出力	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。
		印刷対象の選択から出力可能まで、直感的に操作可能であること。ボタン名称やメニュー表示はわかりやすく、誤操作が起きにくい設計とすること。
		印刷時にカラー・白黒が選択でき、選択に基づいて該当金額が課金機で課金されること。
		画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。
		コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。
		エラーメッセージや確認ダイアログなどはユーザーにとって明確な内容とすること。

③「データ管理 GIS」

(1) 基本要件

図表28 「データ管理 GIS」の基本要件

分類	項目	要件
サービス提供環境	機器環境	一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとする。 「委託者」で保有する端末は以下のとおり。 ・CPU : Intel 第12世代 Core i5 1235U プロセッサー 1.30GHz ・メモリ : 8GB ・HDD : 256GB ・OS : Windows10 Pro 64bit 版/ Windows11 Pro 64bit 版
	ネットワーク環境	利用者にサービスを提供するネットワーク環境は LGWAN 接続系とすること。 クライアントパソコンが利用する LGWAN 接続系のネットワークの回線速度は以下のとおり。 ・庁内 : 1Gbps LGWAN 上の通信経路においては暗号化を行うこと。「受託者」は「委託者」と協議により、「委託者」の通信環境に対応すること。 通信容量によっては帯域制限がかかる可能性がある。
	データ管理	日本国の法律が及ぶ範囲にシステム環境並びにバックアップデータを

分類	項目	要件
		配置すること。 データのバックアップの要件は、以下のとおりとする。 ・本番環境が搭載されているサーバとは異なる環境にバックアップ取得すること。 ・1日1回/5世代取得すること。 搭載するレイヤ数に制限がないこと。
	サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。 システムの稼働率は99.5%以上であること。 ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
ライセンス数	利用者側ライセンス	・データ管理 GIS 基本機能：同時接続1ライセンス ただし、利用するクライアント(端末数)には制限がないこと。 ・災害対策本部設置時は同時接続に制限がないこと。
	管理者側ライセンス	利用者側ライセンスに含む。 ユーザ管理機能により、システム管理者を設定するものとする。
デザイン・操作性	デザイン	利用者にわかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。 ・ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。 ・利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
情報セキュリティ	アクセス・操作ログ	アクセスログ・操作ログを取得すること。 ログ等からシステムにアクセスした職員を特定できること。
	不正プログラム対策	・システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。 ・システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップ等適宜実施できる環境を準備すること。
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	サービス開始後に利用者が入力した情報及び「委託者」が登録した情報のうち、「委託者」の情報管理権限を有する情報（「委託者」が提供を希望する情報）については、契約終了時に全て抽出し「委託者」に提供可能とすること。
	保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、「委託者」が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。
問い合わせ機能	—	問い合わせ方法に関する情報が掲載できること。
統計機能	—	システム運用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。 ・稼働率 ・インシデント発生状況 ・問い合わせ実績 サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。 ・現在ログインしているユーザ数 ・ログインしたユーザの数

分類	項目	要件
資格管理 (管理側アカウント管理)	管理情報	システム管理者及びユーザを登録できること。 また、以下のユーザ管理に対応すること。 ・ ID とパスワードによるユーザ認証 ・ 操作権限設定(閲覧、編集等)ができること。 ・ ログイン中の端末のうち、一定時間システム操作がないものを自動ログオフできること。
	アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザ数に制限がないこと。
		管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。

(2) 機能要件

図表29 「データ管理 GIS」の機能要件

分類	項目	要件
地図表示	ズーム	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小
		表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大・縮小
		指定の縮尺で地図を画面に表示
		マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小
		地図縮尺を変更せずに、地図の一部分を拡大表示
	移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示
		マウス操作により地図をつかんだようにして移動
		座標値を任意に入力して、入力した座標位置を中心に地図を画面表示
	地図回転表示	北を上で表示する以外に、任意の方角を上で地図表示 地図を回転表示させる角度を任意に数値指定
	地図サイズ変更	地図画面がウィンドウサイズに連動
戻る・進む	地図の表示状態に関して、操作前（後）の表示範囲にもどる（進む）できる	
全域表示	地図の全域を表示	
地図表現	ラスター	ラスターデータをレイヤとして重ね合わせる
	ベクター	ベクターデータをレイヤとして重ね合わせる
レイヤ管理	レイヤ表示	画面上に表示させるレイヤの ON/OFF を任意に切替える
		システムで管理されるレイヤを階層毎に分類してレイヤツリーとして表示
		レイヤごとに、線種、線色、塗りつぶし色等の表現（スタイル）を設定・変更
	レイヤセット	レイヤの表示を任意の縮尺範囲でのみ表示されるように設定・変更
		レイヤ表示の ON/OFF や、スタイルを記憶し、名前をつけてレイヤセットとして保存する機能。複数のレイヤセットが保存可能
		保存されているレイヤセットを呼び出す事で、瞬時に多数のレイヤの ON/OFF やスタイルを切り替え
索引図	索引図表示	ログアウト時にチェック ON していたレイヤセットを、次回起動時に自動的に適用
		ユーザ単位に起動時に表示されるレイヤセットを登録
索引図	索引図表示	メインの地図画面とは別に索引図を表示し、メイン地図画面の表示領域を示す
		索引図上をマウス操作でクリックし、メイン地図画面の表示位置を索引図上でクリックした位置に移動

複 数 画 面 表示	複数画面表示	最大 4 つの地図画面を並べて表示
	画面同期表示	メイン地図の動きと同期しサブ地図画面も拡大/縮小・移動
属性管理	基本属性	図形に対応するテキスト情報などを属性情報として関連付けて管理
		作図した図形に対して関連する属性を入力し付与
		指定した図形に関連付く任意の属性の値を編集し、更新
		指定した図形に関連付く任意の属性の値を削除
検索	地図検索	ツリー形式で検索
		住所や目標物のキーワードを入力して対象の住所や目標物の位置を地図表示
		リスト形式で検索
		地図検索項目を管理（追加・編集・削除）
	属性検索	検索条件を設定して属性データを検索し表示
		属性一覧画面で、絞り込み検索を実施
	あいまい検索	条件検索で表示された属性一覧より選択した属性情報に対応する地物を強調して地図表示
印刷	地図印刷	レイヤツリーでチェックが ON のレイヤの全属性に対して、部分一致検索を行い、検索結果を表示
		画面表示した地図データを接続されているプリンターにて紙に印刷（多画面の地図画像の出力も対応）
		画面表示した地図データを PDF 出力、画像出力（多画面の地図画像の出力も対応）
		印刷する地図縮尺を指定
	レイアウト印刷	画面上で表示されている地図の範囲を印刷
		印刷レイアウト（印刷時の地図や装飾の配置や大きさ）を自由に変更・設定
		印刷テンプレートとして保存された任意の印刷レイアウトを呼び出して印刷
	連続印刷	印刷する地図にタイトルや方位シンボル等の装飾を施す（タイトル、方位シンボル、スケールバー、縮尺文字列、索引図、地図凡例、主題図凡例、任意のテキスト、任意のピクチャ、属性情報、注意文、四隅座標、連続印刷番号）
		印刷枠を一つずつ配置
		複数の印刷枠を、ライン上に配置
計測	距離計測	複数の印刷枠を、指定した矩形に配置
	面積計測	地図上でマウスクリックにより指定した多点間の距離を計算
解析等	ラベル主題図	地図上でマウスクリックにより指定した多角形の面積を計測
	ランク主題図	属性情報の値を地図上に文字表示
	個別値主題図	属性情報の値の範囲で地図上の図形色分け、シンボル分け表示
出力	クリップボードコピー	属性情報の値で地図上の図形色分け、シンボルを表示
	画像ファイル出力	地図画面上でマウス操作により矩形領域を指定して、指定範囲を画像としてクリップボードに取り込む
	Shape エクスポート	表示中の地図を指定された用紙サイズで出力
	DXF エクスポート	Shape ファイル形式で、エクスポート
入力	DXF エクスポート	DXF ファイル形式で、エクスポート
	Shape インポート	Shape インポート
	EXIF ファイルインポート	EXIF ファイルインポート
	DXF インポート	DXF ファイルインポート
	属性表インポート	属性表をインポート

別紙4：非機能要件一覧

「公開型 GIS」について、以下の非機能要件を満たすこと。

「ベンダーによる提案事項」となっている項目に関しては、業務開始後、「委託者」と協議し詳細を決定するものとする。

図表30 「公開型 GIS」の非機能要件

項番	大項目	中項目	メトリクス (指標)	要求目標等	補足説明等
A.1.3.1	可用性	継続性	RP0（目標復旧地点）※ （業務停止時）	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、5 営業日前の時点（週次バックアップからの復旧）までのデータ復旧を目標とすること。	RP0：業務停止を伴う障害が発生した際、バックアップしたデータなどから情報システムをどの時点まで復旧するかを定める目標値。
A.1.3.2			RT0（目標復旧時間）※ （業務停止時）	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、1 営業日以内でのシステム復旧を目標とすること。	RT0：業務停止を伴う障害（主にハードウェア・ソフトウェア故障）が発生した際、復旧するまでに要する目標時間。
A.1.3.3			RL0（目標復旧レベル）※ （業務停止時）	平常時、業務停止を伴う障害が発生した際には、一部システム機能の復旧を実施すること。	RL0：業務停止を伴う障害が発生した際、どこまで復旧するかレベル（特定システム機能・すべてのシステム機能）の目標値。
A.1.4.1		継続性	システム再開目標（大規模災害時）	大規模災害時、情報システムに甚大な被害が生じた場合、情報システムは、数ヶ月以内に再開することを目標とすること。	
A.1.5.1			稼働率	年間のシステム稼働率は、99.5%を目標とすること。	
A.3.1.1	可用性	災害対策	復旧方針	デスクレイなどの外部記憶装置を物理的に複数台用意し、同一の構成で情報システムを再構築すること。	
A.3.2.1			保管場所分散度	遠隔地へのデータ保管は、ベンダーによる提案事項とすること。	
A.3.2.2			保管方法	地震、水害、テロ、火災などの大規模災害発生により被災した場合に備え、運用サイトとは別途で、媒体による保管により、データ・	

				プログラムを保管する場所を設置すること。	
B.1.1.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数	情報システムの利用者数は、上限が決まっている（住民のアクセスは制限が無いこと）。	
B.1.1.2			同時アクセス数	情報システムの同時アクセス数は、同時アクセス※の上限が決まっている（住民のアクセスは制限が無いこと）。	同時アクセス数：ある時点で情報システムにアクセスしているユーザ数のこと。パッケージソフトやミドルウェアのライセンス価格に影響することがある。
B.1.1.3			データ量（項目・件数）	情報システムのデータ量は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、必要と想定されるデータ量を見込むこと。
B.1.1.4			オンラインリクエスト件数※	情報システムのオンラインリクエスト件数は、ベンダーによる提案事項とすること。	オンラインリクエスト件数：単位時間ごとの業務処理件数。性能・拡張性を決めるための前提となる項目。
B.1.1.5			バッチ処理件数	情報システムの業務処理件数は、ベンダーによる提案事項とすること。	
B.1.2.1	性能・拡張性	業務処理量	ユーザ数増大率	情報システムのバッチ処理件数は、仕様の対象としない。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B.1.2.2			同時アクセス数増大率	情報システムの同時アクセス数は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B.1.2.3			データ量増大率	情報システムのデータ量増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B.1.2.4			オンラインリクエスト件数増大率	情報システムのオンラインリクエスト件数増大率は、ベンダーによる提案事項とすること。	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案し、想定される増大率を見込むこと。
B.1.2.5			バッチ処理件数増大率	情報システムのバッチ処理件数増大率は、ベ	利用期間中に想定される申請手続の数や添付データの内容・種類等を勘案

				ンダーによる提案事項とすること。	し、想定される増大率を見込むこと。
B. 2. 1. 4	性能・拡張性	性能目標値	通常時オンラインレスポンスタイム※	通常業務時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	オンラインレスポンスタイム：オンラインシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンスが必要かについて確認する。アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・アクセス集中時・縮退運転時ごとにレスポンスタイムを決める。
B. 2. 1. 5			アクセス集中時のオンラインレスポンスタイム	業務繁忙等によるアクセス集中時のオンラインレスポンスタイムは、規定しない。	
B. 2. 2. 1		性能目標値	通常時バッチレスポンス※順守度合い	通常時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	バッチレスポンス：バッチシステム利用時に要求されるレスポンス。 システム化する対象業務の特性を踏まえ、どの程度のレスポンス（ターンアラウンドタイム）が必要かについて確認する。更に、アクセスが集中するタイミングの特性や、障害時の運用を考慮し、通常時・ピーク時・縮退運転時ごとに順守度合いを決める。
B. 2. 2. 2			アクセス集中時のバッチレスポンス順守度合い	業務繁忙等によるアクセス集中時のバッチレスポンスタイムは、順守度合いを定めないこと。	
C. 1. 1. 1		通常運用	運用時間（平日）	情報システムの平日運用時間は、24 時間利用を前提とすること。	
C. 1. 1. 2			運用時間（休日等）	情報システムの休日運用時間は、24 時間利用を前提とすること。	
C. 1. 2. 2			外部データの利用可否	データ復旧の際、外部データの利用は、一部のデータ復旧に利用できること。	

C.1.2.3	運用・保守性		データ復旧の対応範囲	データ復旧の対応範囲は、障害発生時のデータ損失防止とすること。	
C.1.2.5			バックアップ取得間隔	バックアップの取得間隔は、システム構成の変更時など、任意のタイミングとすること。	
C.1.3.1			監視情報	情報システムの監視については、エラー監視を行うこと。	
C.2.3.5		保守運用	OS等パッチ適用タイミング	本システムの運用に関連するOS等のパッチについては、緊急性の高いパッチ※は即時に適用し、それ以外は定期保守時に適用を行うことを目標とする。	
C.4.3.1		運用環境	マニュアル準備レベル	運用マニュアルについては、各製品標準のマニュアルを利用すること。	
C.4.5.1	運用・保守性		外部システムとの接続有無	情報システムにおける外部システムとの連携は、ベンダーによる提案事項とすること。	
C.5.2.2		サポート体制	保守契約（ソフトウェア）の種類	情報システムのソフトウェア保守契約種類は、問い合わせ対応をベンダーが実施すること。	
C.5.3.1			ライフサイクル期間	情報システムのライフサイクル期間は、5年とすること。	
C.5.9.1			定期報告会実施頻度	運用の定期報告は、四半期に1回程度実施すること。	
C.5.9.2			報告内容のレベル	保守の定期報告は、ベンダーによる提案事項とすること。	
C.6.2.1		その他の運用管理方針	問い合わせ対応窓口の設置有無	運用保守時の問い合わせ窓口については、ベンダーの既設コールセンターを利用すること。	
D.1.1.1	移行性	移行時期	システム移行期間	既存システムから新システムへの移行期間は、3ヶ月未満とすること。	

D.1.1.2	移行性		システム停止可能日時	システム移行時のシステム停止可能日時は、1日（計画停止日を利用）とすること。	
D.1.1.3			並行稼働の有無	システム移行時の並行稼働期間は、無しとすること。	
D.3.1.1		移行対象（機器）	設備・機器の移行内容	現行システムで利用している設備・機器は、移行対象無しとする。	
D.4.1.1		移行対象（データ）	移行データ量	現行システムから新システムへ移行するデータについては、ベンダーによる提案事項とすること。	
D.5.1.1		移行計画	移行のユーザ/ベンダー作業分担	現行システムから新システムへのデータ移行作業は、ユーザとベンダーと共同で実施すること。	
E.1.1.1	セキュリティ	前提条件・制約条件	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等の有無	遵守すべき規程、ルール、法令、ガイドライン等は、有りとする。（10.6 法令等の遵守に記載の法令等）	
E.2.1.1		セキュリティリスク分析	リスク分析範囲	システム開発実施において、セキュリティリスクの分析なしとすること。	
E.3.1.2		セキュリティ診断	Web 診断実施の有無	情報システムの Web 診断は、実施すること。	
E.4.3.4		セキュリティリスク管理	ウイルス定義ファイル適用タイミング	システム脆弱性等に対応するためのウイルス定義ファイルについては、定義ファイルリリース時に実施すること。	
E.5.1.1		アクセス・利用制限	管理権限を持つ主体の認証	情報システムの認証方法は、1回とすること。	
E.5.2.1			システム上の対策における操作制限度	情報システムへの操作制限は、必要最小限のプログラムの実行、コマンド※の操作、ファイルへのアクセス※のみを許可すること。	
E.6.1.1		データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	伝送データについては、認証情報のみ暗号化すること。	

E. 6. 1. 2	セキュリティ		蓄積データの暗号化の有無	蓄積データについては、認証情報のみ暗号化すること。	
E. 7. 1. 1		不正追跡・監視	ログの取得	ログの取得については必要なログを取得すること。	
E. 7. 1. 3			不正監視対象（装置）	不正監視対象は、重要度が高い資産を扱う範囲、あるいは、外接部分とすること。	
E. 10. 1. 1		Web 対策	セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の強化	セキュアコーディング、Web サーバの設定等は、対策の強化すること。	Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。Web システムが攻撃される事例が増加しており、Web システムを構築する際には、セキュアコーディング、Web サーバの設定等による対策の実施を検討する必要がある。
E. 10. 1. 2			WAF※の導入の有無	WAF の導入は、無しとすること。	Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策を実施するかを確認するための項目。WAF ※とは、Web Application Firewall のことである。
F. 1. 1. 1	システム環境・エコーロジ	システム制約/前提条件	構築時の制約条件	システム構築時には、条例等の制約無しとすること。	
F. 1. 2. 1			運用時の制約条件	システム運用時には、制約無しとすること。	

※本資料は、地方共同法人地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート（地方公共団体版）業務・情報システム分類グループ②」を用いて、必要箇所を抽出し作成。（https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms_92978324-2.html）

※「項番」は、当該シートの内容を記載しており、再附番は行っていない。